

行政説明 3

(児童福祉関連施策)

1. 被災児童への支援について

雇用均等・児童家庭局における震災への対応について

第35回社会保障審議会
児童部会

資料3-2

平成23年7月1日

子どもへの支援

- 被災地の児童相談所職員と他県の児童相談所職員がチームを組んで、各避難所を巡回し、現状の把握に努めるとともに、両親を亡くした児童の確認や面談、養育と生活に関する親族との話し合いを実施。
※両親を亡くした児童・・・今回の震災により両親を亡くなった又は行方不明となった児童（ひとり親家庭であって、今回の震災によりそのひとり親が亡くなった又は行方不明となった児童を含む） 218人（平成23年6月29日時点）
- 今回の震災により親を亡くした児童について、岩手県、宮城県、福島県、仙台市に対し文部科学省と連名で通知を出し、学校や保育所を通じた把握状況を照会。また、ひとり親となった児童の把握状況についても併せて照会するとともに、ひとり親となった家庭が必要な支援を受けられるよう、遺族年金やハローワークの窓口等にひとり親家庭に対する支援策の概要や照会先を記載したチラシを置いて周知。
- 両親を亡くした児童の多くは親族とともに生活しており、親族里親等の制度も積極的に活用していただけるよう周知し、認定を推進。また、親族が養育できなくなった場合には、養育里親やファミリーホームなどを活用し、できる限り家庭的な環境で養育できるようにしていく方針。
- 子どもの心のケアに関する手引きを民間団体と協力して、地方公共団体、児童相談所、児童福祉施設等へ配布。
- 子どもの心のケアに関わる児童精神科医の被災地への派遣に際する精神保健福祉主管部局との連携について岩手県、宮城県、福島県、仙台市に周知。
- （公財）日本ユニセフ協会等と連携し、被災地の子ども達へ絵本等の児童書を贈る取組を実施。

乳幼児・妊産婦への支援

- 3月14日に、避難先自治体において妊婦健診、乳幼児健診等の各種母子保健サービスを適切に受けられるよう自治体に依頼。上記について、厚生労働省HP及び被災地ワンストップサービス出張相談による避難所への配布資料により周知。
- 3月18日に、保健師等が被災地で避難している妊産婦・乳幼児・子どもへの専門的な支援にあたる際のポイントをまとめ、自治体に周知。(4月14日及び5月20日に改訂版を発出。)
- 3月22日に、下記事項を自治体に依頼。
 - ・ 被災し避難している妊産婦・乳幼児について、優先的に住まいの確保に努めること。
 - ・ 仮設住宅等に入居した妊産婦・乳幼児に対し、市町村母子保健事業により支援を行うこと。
 - ・ 妊婦、褥婦(じょくふ)及び新生児については、特に保健上の配慮を要するため、医療機関等と相談・連携し、避難所として適切な施設の確保等を行うこと。(これらの支援が、災害救助法の国庫負担の対象となることを併せて周知。)
 - ・ 授乳に関しては、できる限り、間仕切り用パーテーションの設置等の配置を行うこと。
- 生活支援ニュース(※)第2号(平成23年4月12日発行)において、避難所生活における留意点を掲載。
※厚生労働省から被災地の方々向けに健康維持や生活支援、仕事探しなどのための情報を掲載したパンフレットで、避難所等へ配布しているもの。
- 福島県・関東地方の乳児を持つ授乳婦を対象にした、母乳の放射性物質濃度等に関する緊急調査(調査期間:4月24日～28日、結果公表:4月30日)、緊急調査で母乳から微量の放射性物質が検出された方を対象にした再測定(調査期間:5月6日～16日、結果公表:5月17日)に引き続き、福島県及び近隣県等において、厚生労働科学研究班によって、より大規模な調査(調査期間:5月18日～6月3日、結果公表:6月7日)を実施。
- 5月23日に、国立成育医療研究センターが作成した、保健師等が被災地から移住した子どもとその家族への専門的な支援にあたる際のポイントを自治体に周知。
- 妊婦の医療機関への受け入れに関して、関係団体や各都道府県に相談窓口の設置を依頼し、設置された窓口について厚生労働省HPに掲載。

保育の実施等に係る対応

- 被災地周辺市町村との連携による広域的調整体制の構築や、それに伴う費用負担に係る特例措置について周知し、上記通知の補足として、「保育所に係る「東北地方太平洋沖地震」Q&A」を発出。

(主な内容)

- ・被災児童の保育については、広域的調整体制の下で行うこととなり、住所変更がない場合であっても入所が可能。
 - ・避難先での新たな「保育に欠ける」認定は、保護者からの聞き取りなど簡便な方法で差し支えない。
 - ・自宅の復旧や家族等の搜索を理由に保育を希望する場合についても、保育所利用が可能。
 - ・災害の状況に応じた保育料の階層区分の変更(保育料の減免)に当たっては、聞き取り等簡便な方法でも可。
 - ・月途中から保育所を再開した場合の運営費の取扱い など
- 被災により入所児童数が著しく減少した保育所等についての、保育所運営費の特例として、法人との職員の雇用契約が継続しており、法人の職員の職務として、何らかの福祉業務等に従事している場合には、事務費等を支弁できる旨、連絡。
- 東日本大震災に伴い、前年に比べ収入が減少する等の事情により、世帯の負担能力に著しい変動が生じ、費用負担が困難であると認められた場合は、安心こども基金による減免事業として、保育料の減免を行うことができるように措置。

子ども手当に係る対応

- 「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」において、被災地の事業所において賃金の支払いに著しい支障が生じている場合に子ども手当の事業主拠出金を免除。
- 被災者等に対する子ども手当の支給の特例や取扱いの明確化について自治体に周知。
 - ・新規認定時の添付書類の省略
 - ・受給者又は子どもの生死が明らかでない場合等の取扱いの明確化による早期支給

母子家庭等への支援

- 被災者等に対する児童扶養手当の支給の特例や取扱いの明確化について自治体に周知。
 - ・住宅・家財等の財産におおむね2分の1以上の損害を受けた場合の所得制限の緩和や新規認定時の添付書類の省略
 - ・父又は母の生死が明らかでない場合等の取扱いの明確化による早期支給
 - ・住所地以外に避難している受給者に係る現況届けについて郵送を認める取扱い
- 母子寡婦福祉貸付金について、被災した母子家庭に対する償還期間の猶予等について自治体に周知。
- 被災した母子家庭の母子生活支援施設への円滑な入所のための取扱いについて自治体に周知。

東京電力福島第一原子力発電所事故関連

- 原子力災害対策本部から、福島県内の学校等の校舎・校庭等の利用判断における暫定的考え方が示されたことを踏まえて、保育所等の園舎・園庭の利用に当たる留意事項等について4月19日に福島県、郡山市、いわき市(以下、福島県等という)に対し通知。
- 学校施設等の利用判断に関する暫定的な考え方についての福島県への通知を受けて児童福祉施設等についても、学校施設等に準じた措置を講じる等の配慮を行うよう、4月26日に福島県等に通知。
- 5月11日に文部科学省が「実地調査を踏まえた学校等の校庭・園庭における空間線量低減策について」を発出したことを踏まえ、児童福祉施設等について検討の参考にするよう5月12日に福島県等に通知。
- 5月27日に文部科学省が「福島県内における児童生徒等が学校等において受ける線量低減に向けた当面の対応について」を発出したことを踏まえ、児童福祉施設等についても学校と同様の対応を図ることとし、モニタリングの実施及び土壌に関する線量低減策についての財政的支援を予定する旨を6月6日に福島県等に通知。
- 福島県内の各保育所等への積算線量計の配布について、6月9日に配布を完了し、6月13日より全保育所等でモニタリングを開始。(文部科学省と連携して対応)

夏期の電力需給対策に伴う対応について

- 夏期の電力需給対策に伴う社会福祉施設等への節電に係る取組の協力依頼について5月19日に通知。
- 夏期の電力需給対策に伴う企業の就業時間等の変更に対応するため、都道府県・市町村に対して、休日保育等の利用者のニーズの把握や実施体制の確保を依頼するとともに、財政支援については、安心こども基金を活用して行うことを通知。

**岩手県、宮城県、福島県の
児童福祉施設の被災状況(東日本大震災)**

【平成23年5月13日15時現在】

	岩手県	宮城県	福島県	計
児童福祉施設	494	538	420	1,452
被災施設	41	144	94	279
うち、全壊	12	13	2	27
うち、半壊	1	5	5	11
うち、一部損壊等	28	126	87	241

※児童福祉施設については、平成21年社会福祉施設等調査(平成21年10月1日現在)・
雇児局各課調べ。

※全壊及び半壊・一部損壊等の範囲は、県からの報告による。「半壊・一部損壊等」には、
建物の一部が利用不可能になるものから設備等の損壊まで含まれる。

(保育所(認可外保育所、へき地保育所を含む)における主な破損等の状況)

全壊	27
半壊	9
一部損壊等	206
計	242

(保育所以外の児童福祉施設における主な破損等の状況)

全壊	0
半壊	2
一部損壊等	35
計	37

※半壊の2件は放課後児童クラブ

震災孤児・遺児（ひとり親家庭）に対する経済的支援（概要）

	年金		労災 (遺族補償年金等)	児童扶養手当	子ども手当	里親
	遺族基礎年金	遺族厚生年金				
支給要件	国民年金の加入者(20歳以上60歳未満の全国民)が死亡 *死亡した加入者の「保険料納付済期間」+「保険料免除期間」が国民年金加入期間の2/3以上あることが必要 *今回の震災で行方不明となった者の生死が3ヶ月間分からない場合には、失踪宣告を待たず、死亡日を3月11日と推定	厚生年金の加入者(70歳未満の正規労働者)が死亡	労働者が業務災害又は通勤災害で死亡	児童(18歳年度末までの父又は(及び)母が死亡又は生死不明 *「子又は受給者が労災・年金受給」あるいは「子が里親委託」の場合、不支給	子ども(15歳年度末まで)がいること	・都道府県等が児童の養育を委託する者として認定 ・児童相談所が個別に養育を委託(原則児童が18歳まで、20歳まで延長可)
支給対象者	死亡した者によって生計維持されていた ①子(18歳年度末まで) ②子のある妻	死亡した者によって生計維持されていた ①子(18歳年度末まで) ②妻 ③55歳以上の夫(60歳まで支給停止)など	死亡した者によって生計維持されていた ①子(18歳年度末まで) ②妻 ③55歳以上の夫(60歳まで支給停止)など	①当該児童を監護する母 ②当該児童を監護・生計同一の父 ③当該児童を養育する養育者	①子どもを監護・生計同一の父又は母 ②子どもを監護・生計維持の養育者 *里親委託や施設入所で子ども手当が出ない場合、同額を安心子ども基金から支給	親族里親 : 父母が死亡等により養育できない児童の三親等内親族 養育里親 : 上記以外の里親 * おじ・おばは養育里親に変更する予定(9月目途)
支給主体	国(手続等は日本年金機構の年金事務所)		国(手続等は都道府県労働局又は労働基準監督署)	都道府県、市、福祉事務所設置町村	市町村	都道府県、指定都市、児童相談所設置市
支給月額(23年度)	65,741円 十子の加算(1子・2子18,916円、3子以降6,300円)	加入期間や報酬に応じて異なる	労働者の賃金、遺族の数に応じて異なる	月額41,550円 *一定の年収以上の場合、全部又は一部支給停止	月額13,000 *平成23年10月以降の手当については与野党で調整中	親族里親 : 一般生活費47,680円、教育費等(実費・定額) 養育里親 : 上記に加え里親手当72,000円
支給時期等	2月、4月、6月、8月、10月、12月の年6回、2か月分ずつ支給			4月、8月、12月の年3回、4か月分ずつ支給	2月、6月、10月の年3回、4か月分ずつ支給	毎月支給

23初児生第2号
雇児総発0401第4号
平成23年4月1日

各 { 都道府県教育委員会担当課長
指定都市教育委員会担当課長
都道府県私立学校主管課長
附属学校を置く各国立大学学長
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条第
1項の認定を受けた地方公共団体の長 } 殿

各 { 都道府県
指定都市
児童相談所設置市 } 児童福祉主管部(局)長 殿

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長

東北地方太平洋沖地震により被災した子ども達への支援について

今般の東北地方太平洋沖地震により被災した子ども達への支援に関してご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

現在、被災地における子どもの状況把握や学校再開に向けた取組が行われるとともに、被災地から避難している子どもを受け入れる地方公共団体においては子どもの転校手続き等が進められているところですが、下記に留意の上、児童相談所と教育委員会が連携を図り震災孤児の把握や支援に努めて頂きますようお願いいたします。

記

1 児童相談所における取組

(1) 被災地の児童相談所における取組

被災地の児童相談所では、避難所等を訪問して孤児となった子どもの把握に努めているところですが、引き続き把握に努めて頂きますようお願いいたします。

また、親族等によって養育を受ける場合であっても、養育や生活に関する助言や未成年後見人の選任に関する助言等、児童相談所のかかわりが必要となるので把握していただきますようお願いいたします。

(2) 上記以外の児童相談所における取組

被災地から避難している子どもに関して、養育や生活に関する相談等において孤児であることが判明することもありますので、その場合には相談ニーズを適切に把握するとともに、児童相談所のかかわりが必要であることは上記(1)と同様です。

2 教育委員会等における取組

(1) 被災地の教育委員会等における取組

被災地の学校、保育所では、子ども達の安否確認を行うとともに再開に向けた準備が始められているところですが、これらの取組において孤児となった子ども達を把握した場合には、管轄する児童相談所に適切に連絡していただきますようお願いいたします。

(2) 上記以外の教育委員会等における取組

被災地から避難している子ども達に関して諸手続きに係る事務を行った際に、親族に引き取られた孤児であること等が判明した場合には、現住地を管轄する児童相談所に適切に連絡していただきますようお願いいたします。

3 児童相談所及び教育委員会等における取組

(1) 相談窓口の周知

被災した子どもたちに関しての児童相談所及び教育委員会等における相談窓口について住民に周知していただきますようお願いいたします。

(2) 情報の共有

震災孤児に対してきめ細やかな対応を行うため、児童相談所において集約された情報に関して、教育委員会等とも情報共有が適切に行われるようお願いいたします。

なお、都道府県・指定都市教育委員会にあつては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対して、都道府県知事にあつては所管の私立学校に対して、都道府県・指定都市・児童相談所設置市の児童福祉主管部（局）にあつては、児童相談所及び市町村に対して、この趣旨について周知を図るとともに、適切な対応がなされるよう御指導をお願いいたします。

また、保育関係団体等にもこの趣旨について周知されるようお願いいたします。

本件連絡先

【教育関係】

文部科学省初等中等教育局

児童生徒課企画係

(電話) 03-6734-3054

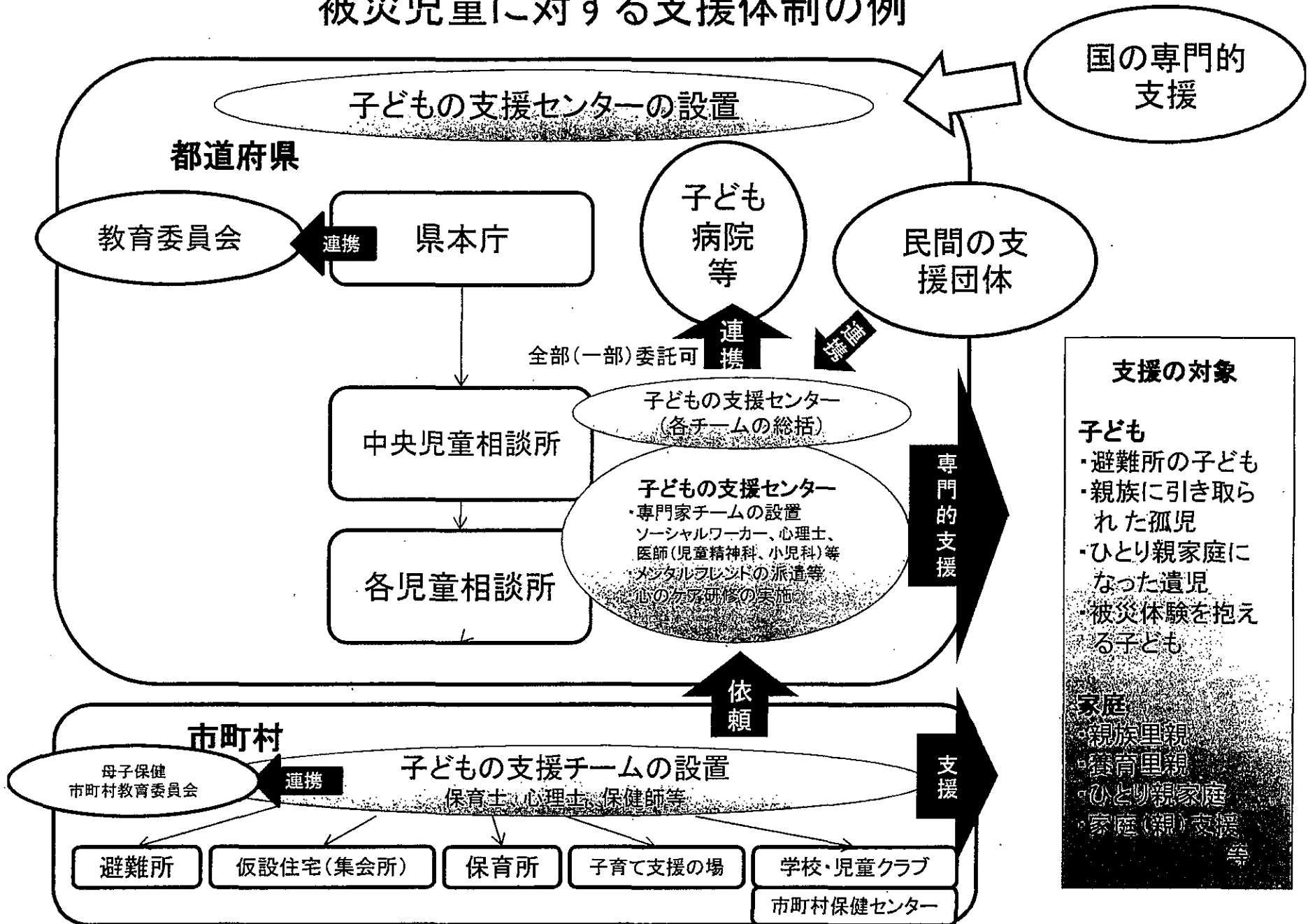
【福祉関係】

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

総務課児童相談係

(電話) 03-3595-2166

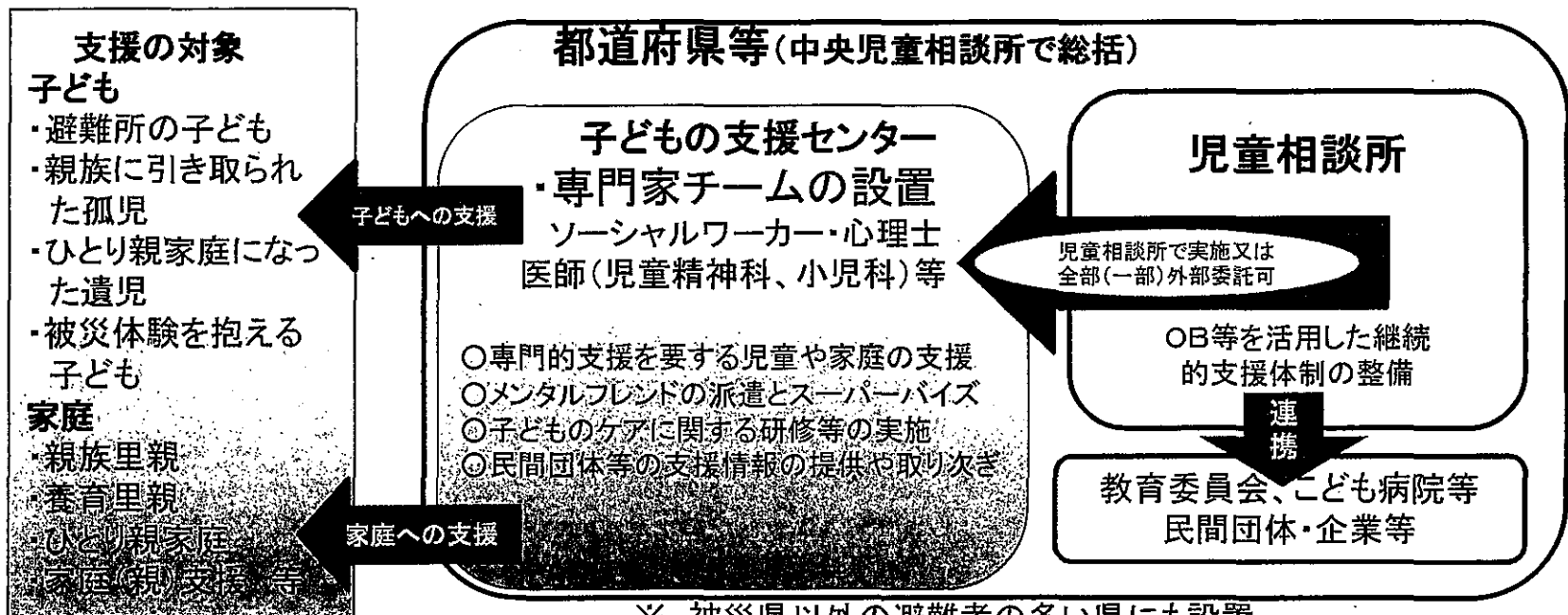
被災児童に対する支援体制の例



被災都道府県等における子どもの支援体制の確立

安心こども基金を活用した都道府県等の事業例

- ・被災した子どもたちは、少なからず悲惨な被災体験を有しており、長期的、継続的な心のケア等の支援を行う必要があり、親や養育者を含めた家庭への包括的な支援体制を確立することが急務となっている。
- ・このため、児童相談所単位に「子どもの支援センター」を設け、心理士、ソーシャルワーカー、及び児童精神科医師(非常勤)からなる専門家チームを置き、中央児童相談所が総括する体制を整備する。また、教育委員会やこども病院、民間団体等との連携を図るなど包括的な支援体制を講じる。
- ・具体的には
 - ①市町村の子どもの心のケア活動を巡回支援するとともに、専門的、継続的な支援を必要とする個別の児童や家庭への継続的訪問指導と専門相談や電話相談の実施
 - ②学生ボランティア等を活用したメンタルフレンドの継続的派遣とスーパーバイズ
 - ③被災児童に関わる者が共有すべきケアに関する研修会や勉強会の実施
 - ④民間団体等から被災児童への支援情報の提供や取り次ぎなど地元で継続的に支援していける体制を整備する。



※ 被災県以外の避難者の多い県にも設置

被災市町村における子どもへの支援

安心こども基金を活用した市町村事業モデル

- ・被災地域においては、子育て支援を通じて親子が日常を取り戻すための支援が重要となっている。
- ・また、被災した子どもは、余震への不安から保護者の元を離れなかったり、保護者も子どもと離れることに不安を訴えるケースがあり、子どもと保護者双方への支援が必要となっている。
- ・更に、被災後の避難生活においては、
 - ①避難所等集団生活のストレス反応が生じている
 - ②仮設住宅、避難先で生活しているが、子育て家庭同士の交流の場がなく孤立化し、不安を抱えているなど、被災したことによる心身への影響に加え、被災後の生活環境により生じている問題への対応も必要となっている。
- ・このため、専門職からなる「子どもの支援チーム」を設け、子育て中の親子の相互交流の場や遊びの場を確保しつつ、子育て支援活動や託児を行うとともに、学校での取り組みなどとも連携しつつ、子どもが集まる場所の巡回相談等を行い、必要に応じた支援が行き届くよう体制を整備する。

地域子育て家庭

避難所・仮設住宅(集会所)

巡回

子どもの支援チームによる巡回等支援

子育て支援や遊びの場を確保しつつ、保育士、心理士、保健師等の専門職が、

- ①避難所、保育所、学校、児童クラブ、子育て支援の場など子どもの集まる場所を巡回し、保育士等現場スタッフと連携して子どもの心や体の支援を行う。
 - ②個別に専門的、継続的な支援が必要な場合には、児童相談所等専門機関につなぐ。
 - ③保護者会などの場において、「心と体のケア」について講習会等を開催し、深刻化を防止する。
- などの体制を確保する。

巡回

巡回

連携

保育所

子育て支援の場

学 校

スクールカウンセラー
児童クラブ
市町村保健センター

安心こども基金の概要

安心こども基金 総額(国費) 3727億円

20年度第2次補正予算	1000億円
21年度第1次補正予算	1500億円
21年度第2次補正予算	200億円
22年度補正予算	1000億円
23年度第1次補正予算	27億円

安心こども基金(平成20年度第2次補正予算)

1000億円

基金創設(平成20年度～22年度)により、新待機児童ゼロ作戦(保育所等緊急整備事業(一部、補助率の引き上げ)等)の前倒し実施
→ 15万人分の受入体制の整備

安心こども基金の拡充(平成21年度第1次補正予算)

1500億円

- ① 保育サービス等の充実 ……雇用情勢悪化等による待機児童の増加に対し、速効性のある対応等
- ② すべての家庭を対象とした地域子育て支援の充実 ……創意工夫により地域の子育て力をはぐくむ取組等の拡充
- ③ ひとり親家庭等への支援の拡充 ……厳しい雇用情勢下、資格取得支援とその間の生活保障、在宅就業支援等
- ④ 社会的養護の拡充 ……児童養護施設等の生活環境改善、安定した就職が困難な退所児童の生活・就業支援等

安心こども基金の拡充(平成21年度第2次補正予算)

200億円

待機児童解消のため、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館等)を活用した、
○小規模な認可保育所(分園等)の設置に係る施設整備、賃貸料、改修費
○家庭的保育の実施場所の改修費や賃貸料
について補助基準額及び補助率の引き上げ

安心こども基金の拡充・延長(平成22年度補正予算)

1000億円

安心こども基金を積み増すとともに事業実施期限を平成23年度末まで延長する
① 保育サービス等の充実として、待機児童の解消を目指す保育所の整備事業等を実施
② すべての家庭を対象とした地域子育て支援の充実
③ 児童虐待防止対策の強化として、子どもの安全確認の強化のための補助職員の雇い上げや広報啓発など(新規)
以上のほか、社会的養護の拡充やひとり親家庭等への支援についても、事業を継続実施

安心こども基金の拡充(平成23年度第1次補正予算)

27億円

安心こども基金の積み増し
○被災した児童への相談・援助事業

安心こども基金における「児童虐待防止対策の強化」について

内 容

安心こども基金の積み増し・延長を行い、児童の安全確認等のための体制強化など、平成23年度末までの児童虐待防止対策の強化を図る。

予算額：100億円

補助率：定額（10／10）

① 児童の安全確認等のための体制強化

虐待通告のあった児童に係る目視による安全確認等強化のための補助職員の配置

② 児童虐待防止対策強化のための広報啓発

児童虐待の通告先等の周知や意識啓発等の広報啓発の実施

③ 児童虐待防止対策強化のための資質の向上

児童相談所や市町村職員等の資質の向上や児童の安全確認等の実践力向上のための研修等の実施

④ 児童相談所・市町村の体制強化のための環境改善

備品の整備、システム環境の構築、改修

⑤ 児童虐待防止緊急対応強化の取組

児童虐待防止対策の創意工夫に満ちた取組の実施

被災した児童への相談・援助（安心こども基金）

平成23年度第一次補正予算
27億円

東日本大震災により被災した児童の相談・援助を目的として、都道府県に対する安心こども基金（地域子育て創生事業分）の積み増しを行う。

- [積み増しの対象となる県] 都道府県
- [事業主体] 都道府県又は市町村（特別区を含む）

【事業内容】

<参考>事業実施までの流れ

地震や津波によって日常生活を奪われ、避難生活を送ることを余儀なくされた児童の生活状況の激変に伴う様々な不安や悩みを解消するため、児童福祉に携わる専門職種の者が、必要に応じてスクールカウンセラー等と連携を図りながら、避難所等の被災児童が生活する場において相談・援助を行い、被災前の生活や心理状態を取り戻すための支援を行う。（安心こども基金の積み増し）

【主な対象経費】 事業費（専門職種の者に係る人件費、旅費、備品購入費等）等

【イメージ】

